

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

- 令和7年10月1日施行の改正児童福祉法等により、虐待の通報義務がある対象事業・施設が拡大
- 児童福祉専門部会の審議事項のうち、
被措置児童等虐待の通報等による報告を受けた場合に
意見すること。
について、対象事業・施設が増える
- 児童の住所地と事業・施設の所在地が異なる場合、それぞれの
地区の審議会に報告される

対象施設・事業

これまで

小規模住居型児童養育事業
里親
乳児院
児童養護施設
障害児入所施設
児童心理治療施設
児童自立支援施設
指定発達支援医療機関
一時保護施設



令和7年10月1日以降

小規模住居型児童養育事業	児童自立支援生活事業
里親	一時預かり事業
乳児院	病児保育事業
児童養護施設	意見表明等支援事業
障害児入所施設	妊産婦等生活援助事業
児童心理治療施設	放課後児童健全育成事業
児童自立支援施設	子育て短期支援事業
指定発達支援医療機関	家庭的保育事業等
一時保護施設	児童育成支援拠点事業
	乳児等通園支援事業
	母子生活支援施設
	保育所
	児童館
	認可外保育施設
	小規模保育事業
	居宅訪問型保育事業
	事業所内保育所
	幼保連携型認定こども園
	幼稚園
	特別支援学校幼稚部

被措置児童等虐待について

いいね! シェアする ポスト

被措置児童等虐待とは

様々な理由により、家庭での養育が困難なため、施設への入所措置等をされた児童に対して、施設職員等が行う虐待を言います。

また、もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を利用する児童に対して、その施設職員、事業業務に従事する者等が行う虐待も含まれます。

対象職員等

1. 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業（ショートステイ）、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設）、病児保育事業、意見表明等支援事業（こどもアドボケイト）、妊産婦等生活援助事業、乳児等通園支援事業に従事する者
2. 里親若しくはその同居人
3. 乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、認可外保育施設の長、その職員、その他の従業者
4. 指定発達支援医療機関の管理者、その他の従業者
5. 児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

対象児童とは

上記1.～5.について事業を利用する児童、入所している児童、一時保護した児童すべて

被措置児童等虐待の通告受理機関

金沢市における被措置児童等虐待の通告等の受理機関は次のとおりです。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 一時預かり事業（駅西一時預かり保育施設おひさまる一む、中央地区一時預かり保育施設ほんわかる一む） 母子生活支援施設 児童館	子育て支援課 電話番号 076-220-2285 ファックス番号 076-220-2360
一時預かり事業（保育所・幼保連携型認定こども園） 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設） 病児保育事業 乳児等通園支援事業 保育所 幼保連携型認定こども園	保育幼稚園課 電話番号 076-220-2299 ファックス番号 076-220-2360
一時預かり事業（金沢21世紀美術館託児室）	文化政策課 電話番号076-220-2442 ファックス番号076-220-2069
一時預かり事業（金沢未来のまち創造館託児室）	産業政策課（金沢未来のまち創造館） 電話番号076-280-3115 ファックス番号076-280-3116
一時預かり事業（近江町交流プラザちびっこ広場）	市民協働推進課 電話番号076-220-2026 ファックス番号076-260-1178
障害児入所施設	障害福祉課 電話番号 076-220-2289 ファックス番号 076-232-0294
児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	こども相談センター 電話番号076-243-4158

意見表明等支援事業（こどもアドボケイト） 妊産婦等生活援助事業 里親 乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設 指定発達支援医療機関 一時保護	ファックス番号 076-243-1123
---	----------------------

どれに該当するか判断に迷う場合は、下記にご連絡ください。

こども相談センター
電話番号076-243-4158 ファックス番号 076-243-1123

被措置児童等虐待通告の状況

-  [平成30年度の被措置児童等虐待の状況について \(PDFファイル: 62.8KB\)](#)
-  [令和2年度の被措置児童等虐待の状況について \(PDFファイル: 128.4KB\)](#)
-  [令和3年度の被措置児童等虐待の状況について \(PDFファイル: 66.6KB\)](#)
-  [令和4年度の被措置児童等虐待の状況について \(PDFファイル: 70.6KB\)](#)
-  [令和6年度の被措置児童等虐待の状況について \(PDFファイル: 69.1KB\)](#)

問い合わせ先

こども相談センター（児童相談所）
金沢市富樫3丁目10番1号（教育プラザ内）
電話番号：076-243-4158

 [こども相談センター（児童相談所）へメールを送信](#)

この記事に関するお問い合わせ先

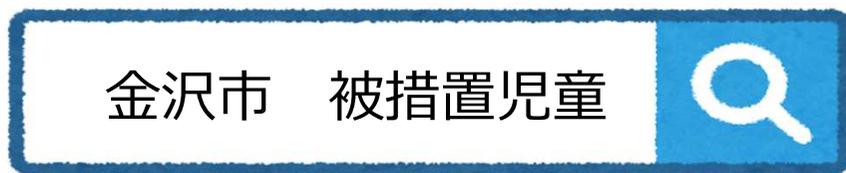
こども相談センター
郵便番号：921-8171
住所：金沢市富樫3丁目10番1号（教育プラザ内）
電話番号：076-243-4158
ファックス番号：076-243-1123
[お問い合わせフォーム](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

ホーム> 組織から探す> こども相談センター> 業務案内> 児童相談所> 被措置児童等虐待について

または



または

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomosodancenter/gyomuannai/1/6780.html>

金沢市子ども・子育て審議会及び専門部会における審議事項について

金沢市子ども・子育て審議会 全体会	
<p>ア こども・子育て支援施策にかかる中長期的な事業計画（金沢市こども計画）の策定、修正に関すること。</p> <p>イ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際の事業停止命令に関すること。</p> <p>ウ 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令に関すること。</p> <p>エ 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関すること。</p> <p>オ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関すること。</p>	
児童福祉専門部会	子ども・子育て支援専門部会
<p>① 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。 （児童福祉法第8条第3項）</p> <p>② 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興業し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること。（児童福祉法第8条第9項）</p> <p>③ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、調査審議し、意見すること。 （児童福祉法第11条第1項第2号リ）</p> <p>④ 里親への委託や児童養護施設の入所などの措置、措置の解除又は停止若しくは変更する場合に、意見すること。（児童福祉法第27条第6項）</p> <p>⑤ 被措置児童等虐待の通報等による報告を受けた場合に意見すること。 （児童福祉法第33条の15第2項、同3項、同4項）</p> <p>⑥ 乳児等通園支援事業の認可を行う場合に意見すること。（児童福祉法第34条の15第4項）</p> <p>⑦ 保育所の設置認可に際し、意見すること。（児童福祉法第35条第6項）</p> <p>⑧ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際、事業の停止命令を行う場合に意見すること。（児童福祉法第46条第4項）</p> <p>⑨ 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。 （児童福祉法第59条第5項）</p> <p>⑩ 里親の認定をする場合に意見すること。（児童福祉法施行令第29条）</p> <p>⑪ 児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析と再発防止のための方法について調査研究及び検証を行うこと。（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項）</p> <p>⑫ 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合に意見すること。 （母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）</p> <p>⑬ 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行う場合に意見すること。 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第17条第3項）</p> <p>⑭ 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。 （認定こども園法第21条第2項）</p> <p>⑮ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しを行う場合に意見すること。 （認定こども園法第22条第2項）</p> <p>⑯ 金沢市こども計画（基本方針4にかかる事項）に関し意見すること並びに当該プランの評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条）</p>	<p>① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見すること。 （子ども・子育て支援法第72条第1項第1号）</p> <p>② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見すること。 （子ども・子育て支援法第72条第1項第2号）</p> <p>③ 金沢市における子ども・子育て支援事業計画に関し意見すること。 （子ども・子育て支援法第72条第1項第3号）</p> <p>④ 金沢市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（子ども・子育て支援法第72条第1項第4号）</p> <p>⑤ 金沢市こども計画（基本方針1～3，5，6にかかる事項）の評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること（次世代育成支援対策推進法第21条第1項）</p>

施行日：令和7年10月1日

① 制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある**。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある**。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

政令

- ◆ 改正法においては、保育所等において虐待が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとしているところ、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）を改正し、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設等については、指定都市等を「所管行政庁」とする。
- ◆ 改正法においては、都道府県知事が毎年度、管内の市町村における虐待の状況を取りまとめて公表することとしているところ、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令を改正し、指定都市等における虐待の状況を含め、都道府県知事が取りまとめて公表することとする。
※改正法により、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、法律上、都道府県知事が指定都市・中核市における虐待の状況を取りまとめて公表することが規定されている。

府令

【①内閣府令で定める事項】

- ◆ 所管行政庁が児童福祉審議会等に報告する事項として、以下を規定する。
 - ・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
 - ・虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
 - ・虐待の種別、内容及び発生要因
 - ・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
 - ・所管行政庁等が講じた措置の内容
 - ・虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

【②内閣府令で定める事項】

- ◆ 市町村長が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表する事項等として、法律上定められた事項（虐待の状況、事実確認等の講じた措置の内容、市町村から報告を受けた事項）に加え、以下を規定する。
 - ・虐待を行った職員等の職種

【③内閣府令で定めるところ】

- ◆ 都道府県知事等が虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部についても、上記と同様の改正を行う。

※上記の他、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、改正法により認定こども園法上「入園児虐待」を新たに定義したことに伴う改正等、各設備運営基準の所要の改正を行う。

の他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一〇四（略）

五 児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項若しくは第三項の規定により面会若しくは通信の全部若しくは一部の制限を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部を行わなくなる場合

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、**児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に**従事する者、**里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。**

一〇四（略）

② この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう

ければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一〇四（略）

（新設）

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、**小規模住居型児童養育事業に**従事する者、**里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。**

一〇四（略）

（新設）

速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

③ 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五 (削る)

所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

③ 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自ら
が所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況
、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置そ
の他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するもの
とする。

- 一 国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。）
 - 二 市町村長 都道府県知事
- ② 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定め
るところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一
時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項
又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受
けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十六の二 所管行政庁は、一般通告等又は第三十三条
の十四第一項の規定による通知に係る被措置児童等が第二十七条
第一項第三号又は第二項に規定する措置が行われている児童であ
るときは、当該措置を行う都道府県の知事（以下この条において
「措置実施都道府県知事」という。）に、速やかに、その旨を通
知するものとする。ただし、当該所管行政庁が措置実施都道府県
知事である場合は、この限りでない。

② 前項本文に規定する場合においては、所管行政庁及び措置実施
都道府県知事は、共同して第三十三条の十四第二項及び第三項に
規定する措置を講ずるものとする。

③ 第三十三条の十五の規定は、措置実施都道府県知事について準
用する。この場合において、同条中「審議会等」とあるのは、「
都道府県児童福祉審議会」と読み替えるものとする。

- 第三十四条の十五 （略）
- ② 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の
状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府
令で定める事項を公表するものとする。

（新設）

- 第三十四条の十五 （略）
- ② 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一